

第 49 号議案

公立大学法人神戸市外国語大学に係る定款及び第3期中期目標の変更並びに徴収料金の上限の認可の件

次のとおり、公立大学法人神戸市外国語大学定款の一部及び公立大学法人神戸市外国語大学第3期中期目標を変更し、並びに公立大学法人神戸市外国語大学が徴収する料金の上限の認可を行う。

令和4年9月14日提出

神戸市長 久元喜造

第1 公立大学法人神戸市外国語大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<u>神戸市公立大学法人定款</u> (目的) 第1条 この公立大学法人は、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することにより、高等教育を通じて国際社会で活躍できる豊かな人間性と創造性を備えた人材を育成し、イノベーションの創出や研究による成果を社会に還元するとともに、産業界、教育機関、地域、行政等との連携により地域貢献を進め、もって地域社会及び国際社会の持続可能な発展と、国内はもとより世界の高等教育及び学術研究の向上に寄与することを目的とする。	<u>公立大学法人神戸市外国語大学定款</u> (目的) 第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、神戸市における外国語及び国際文化に関する実践教育及び理論研究の中心として市民の大学教育に対する要請にこたえ、もって文化及び教育の面で地域の社会及び産業の発展に貢献するとともに、我が国その他世界の高等教育及び学術研究の向上に寄与することを目的とする。
(名称) 第2条 この公立大学法人の名称は、	(名称) 第2条 この公立大学法人の名称は、

神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）とする。
(大学等の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、神戸市外国語大学を神戸市西区学園東町9丁目1番地に、神戸市立工業高等専門学校を神戸市西区学園東町8丁目3番地に設置する。

(役員の任期)

第12条 [略]

2、3 [略]

4 役員は再任されることがある。

この場合において、再任される理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員以外の者であったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員以外の者とみなす。

(理事会の議事事項)

第15条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 大学、学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) [略]

公立大学法人神戸市外国語大学（以下「法人」という。）とする。
(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、神戸市外国語大学を神戸市西区学園東町9丁目1番地に設置する。

(役員の任期)

第12条 [略]

2、3 [略]

4 役員は再任されることがある。

(理事会の議事事項)

第15条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 大学、学部、学科その他神戸市外国語大学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) [略]

(経営協議会の設置及び構成)	(経営協議会の設置及び構成)												
第16条 [略]	第16条 [略]												
2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。												
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]												
(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学 <u>又は高等専門学校</u> に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が委嘱する者	(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が委嘱する者												
3、4 [略]	3、4 [略]												
(業務の範囲)	(業務の範囲)												
第22条 法人は、次の業務を行う。	第22条 法人は、次の業務を行う。												
(1) 神戸市外国語大学及び神戸市立 <u>工業高等専門学校</u> を設置し、及び管理すること。	(1) 神戸市外国語大学を設置し、及び管理すること。												
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]												
(5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。	(5) 神戸市外国語大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。												
(6) [略]	(6) [略]												
別表（第24条関係）	別表（第24条関係）												
1 土地	(1) 土地												
(1) 神戸市外国語大学													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市西区学園東</td> <td>学校用地</td> <td>84,846</td> </tr> </tbody> </table>	地番	地目	地積（平方メートル）	神戸市西区学園東	学校用地	84,846	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市西区学園東町9丁目</td> <td>学校用地</td> <td>84,846</td> </tr> </tbody> </table>	地番	地目	地積（平方メートル）	神戸市西区学園東町9丁目	学校用地	84,846
地番	地目	地積（平方メートル）											
神戸市西区学園東	学校用地	84,846											
地番	地目	地積（平方メートル）											
神戸市西区学園東町9丁目	学校用地	84,846											

町 9 丁目 1 番		
神戸市西 区伊川谷 町小寺字 高塚875 番13	学校 用地	134

1 番		
神戸市西 区伊川谷 町小寺字 高塚875 番13	学校 用地	134

(2) 神戸市立工業高等専門学校

地 番	地 目	地 積 (平 方メート ル)
神戸市西 区学園東 町 8 丁目 3 番	学校 用地	85, 478

2 建物

(1) 神戸市外国語大学

名 称	所 在 地	構 造	延べ床面 積 (平 方 メート ル)
本部 事務 棟	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス	2, 071. 46

(2) 建物

名 称	所 在 地	構 造	延べ床面 積 (平 方 メート ル)
本部 事務 棟	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス	2, 071. 46
研究 棟	神戸 市西 区学	鉄骨 鉄筋 コン	3, 773. 91

	地	鋼板 ぶき 地下 1階 付き 2階 建て			園東 町9 丁目 1番 地	クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶ き・ 陸屋 根8 階建 て		
研究 棟	神戸 市西 区学 園東 町9	鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 丁目 1番 地	3,773.91		第2 研究 棟	神戸 市西 区学 園東 町9 丁目 1番 地	鉄筋 コン クリ ート 造鋼 板ぶ き・ 陸屋 根渡 り廊 下付 き3 階建 て	1,264.56
第2 研究 棟	神戸 市西 区学 園東 町9	鉄筋 コン クリ ート 造鋼 板ぶ	1,264.56		共同 研究	神戸 市西	鉄筋 コン	2,004.76

	1 番 地	き・ 陸屋 根渡 り廊 下付 き 3 階建 て		棟	区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 3 階 建て	
共同 研究 棟	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 3 階 建て	2, 004. 76	学舎	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 4 階 建て	3, 669. 32
学舎	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき	3, 669. 32	第 2 学舎	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス	1, 557. 53

		4階 建て			鋼板 ぶき		
第2 学舎	神戸 市西	鉄骨 鉄筋	1,557.53		2階 建て		
	区学 園東 町9 丁目 1番 地	コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 2階 建て		図書 館	神戸 市西 区学 園東 町9 丁目 1番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶ き・	2,919.69
図書 館	神戸 市西 区学 園東 町9 丁目 1番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶ き・ 陸屋 根3 階建 て	2,919.69			陸屋 根3 階建 て	
				体育 館	神戸 市西 区学 園東 町9 丁目 1番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶ き 3階	3,903.05

体育 館	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 3 階 建て	3,903.05		学生 会館	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶ き・ 3 階 建て	2,488.62
学生 会館	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 �番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶ き・ 陸屋 根 3 階建 て	2,488.62		部室 会館	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 3 階 建て	818.18
部室 会館	神戸 市西 区学	鉄筋 コン クリ	818.18		合宿 所	神戸 市西	鉄筋 コン	79.92

	園東 町 9 丁目 1 番 地	一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき 3 階 建て			区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て		
合宿 所	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ 一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	79. 92		大ホ ール	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ 一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	741. 65
大ホ ール	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ 一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき	741. 65		楠ヶ 丘会 館	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ 一ト 造ス テン レス 鋼板	319. 51

		平家 建て			ぶき 2階 建て		
楠ヶ 丘会 館	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 2階 建て	319.51	三木 記念 会館	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	324.99
三木 記念 会館	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	324.99	弓道 場	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	125.94
弓道 場	神戸 市西 区学 園東	鉄筋 コン クリ ート	125.94	車庫	神戸 市西 区学	鉄筋 コン クリ	36.89

	町 9 丁目 1 番 地	造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て			園東 町 9 丁目 1 番 地	一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	
車庫	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ 一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	36. 89	体育 器具 庫	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ 一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	18. 37
体育 器具 庫	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ 一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	18. 37	体育 器具 庫	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ 一ト 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	19. 80

		建て				平家	
体育 器具 庫	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て	19. 80		ポン プ室	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 2 階
ポン プ室	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 2 階 建て	38. 25		ごみ 集積 場	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て
ごみ 集積 場	神戸 市西 区学 園東 町 9	鉄筋 コン クリ ート 造ス	19. 95		倉庫	神戸 市西 区学 園東	軽量 鉄骨 造亞 鉛メ

	丁目 1 番 地	テン レス 鋼板 ぶき 平家 建て			町 9 丁目 1 番 地	ツキ 鋼板 ぶき 平家 建て	
倉庫	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	軽量 鉄骨 造亜 鉛メ ツキ 鋼板 ぶき 平家 建て	13. 98		倉庫	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	軽量 鉄骨 造亜 鉛メ ツキ 鋼板 ぶき 平家 建て
倉庫	神戸 市西 区学 園東 町 9 丁目 1 番 地	軽量 鉄骨 造亜 鉛メ ツキ 鋼板 ぶき 平家 建て	12. 87				

(2) 神戸市立工業高等専門学校

名 称	所 在 地	構 造	延べ床面 積 (平方 メート)
--------	-------------	--------	-----------------------

			ル)
本部 棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造陸 屋 根・ 合金 メツ キ鋼 板ぶ き 2 階建	1, 696. 91
一般 科棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造陸 屋根 6 階 建	4, 087. 86
専門 学科 棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ	4, 496. 22

	3 番 地	ツキ 鋼板 ぶ き・ 陸屋 根 4 階建	
専門 学科 棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ ツキ 鋼板 ぶ き・ 陸屋 根 4 階建	2,042.92
専門 学科 棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ ツキ 鋼板	2,022.40

		ぶ き・ 陸屋 根 4 階建	
専門 学科 棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ ッキ 鋼板 ぶ き・ 陸屋 根 4 階建	2,022.40
専門 学科 棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ ッキ 鋼板 ぶ き・	1,915.92

		陸屋 根 4 階建		
体育 館	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ ツキ 鋼板 ぶき 2 階 建	2,923.96	
機械 工学 科実 験実 習棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ ツキ 鋼板 ぶき 地下 1 階 付 2 階建	1,891.97	
専攻	神戸	鉄筋	1,241.31	

科棟	市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	コン クリ ート 造陸 屋根 3 階 建		
学生 会館	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造陸 屋根 3 階 建	1, 240. 02	
食堂	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ ツキ 鋼板 ぶ き ・ 陸屋 根平 家建	503. 30	

図書館・総合情報センター	神戸市西区学園東町8丁目3番地	鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッシュ鋼板ぶき2階建	1,577.93	
実験廃水処理施設棟	神戸市西区学園東町8丁目3番地	鉄筋コンクリート造合金メッシュ鋼板ぶき平家建	370.32	
高電圧工学実験室	神戸市西区学園東	鉄筋コンクリート一	137.41	

	町 8 丁目 3 番 地	ト・ 鉄骨 造陸 屋 根・ 合金 メッ キ鋼 板ぶ き平 家建	
体育 部室 棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造ス レー トぶ き 2 階建	337.20
プー ル附 属棟	神戸 市西 区学 園東 町 8 丁目 3 番 地	鉄筋 コン クリ ート 造合 金メ ッキ 鋼板	120.90

		ぶき 平家 建	
弓道場	神戸市西区学園東町8丁目3番地	鉄筋コンクリート造合金メッシュ鋼板ぶき平家建及び鉄骨造亜鉛メツキ鋼板ぶき平家建	121.37
更衣室	神戸市西区学園東町8丁目	軽量鉄鋼造亜鉛メッシュ鋼板	40.00

	3番 地	ぶき 平家 建		
--	---------	---------------	--	--

附 則

変更後の定款は、令和5年4月1日から施行する。

第2 公立大学法人神戸市外国語大学第3期中期目標を次のように変更する。

神戸市公立大学法人第3期中期目標

目次

1. 神戸市公立大学法人の基本的な目標

2. 中期目標の期間

3. 設置する教育機関の目標

神戸市外国語大学に関する目標

第1 教育に関する事項

1 高次元のコミュニケーション能力の養成

2 教育プログラムの発展的充実

3 開かれた大学院教育

4 入試制度の再構築

5 学生への支援

6 留学支援制度の充実と国際交流の促進

第2 研究に関する事項

1 外国学の国際的な研究拠点としての役割の充実

2 研究成果の教育への反映

3 国内外の研究機関との学術提携・学術交流

第3 地域貢献・社会貢献に関する事項

1 神戸市の教育拠点としての役割の充実

2 国際都市神戸への貢献

3 市民の生涯学習支援

4 ボランティア活動の支援

第4 大学ブランドの確立と情報発信に関する事項

1 ブランド構築に向けた組織的かつ長期的な取組

2 戰略的かつ効果的な魅力発信

神戸市立工業高等専門学校に関する目標

第1 教育に関する事項

1 教育内容及び技術者育成方針

- 2 教育の実施体制の強化
- 3 高度な専攻科教育
- 4 優秀な学生の確保
- 5 学生への支援
- 6 留学支援制度の充実と国際交流の促進

第2 研究に関する事項

- 1 研究活動の充実
 - 2 研究活動の実施体制の強化
 - 3 国内外の研究機関との学術提携・学術交流
- #### 第3 地域貢献・社会貢献に関する事項
- 1 産官連携活動の充実
 - 2 市民への学習支援
 - 3 地域貢献活動の実施体制の強化

第4 魅力や情報の発信に関する事項

- 1 神戸市のブランド向上への貢献
- 2 戰略的かつ効果的な魅力発信

4. 大学と高専の連携に関する事項

5. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- (1) 自律的・効率的な法人運営
- (2) 適正な人事・組織

6. 財務内容の改善に関する事項

7. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項

- (1) 自己点検及び評価の適切な実施
- (2) データの蓄積・活用と情報の公表

8. その他業務運営に関する重要事項

- (1) 施設設備の整備等
- (2) 安全・危機管理
- (3) 法令遵守等

附則

1. 神戸市公立大学法人の基本的な目標

神戸市外国語大学（以下「大学」という。）は、創立以来70年以上に渡り、きめ細かい教育によって世界と神戸を結ぶ優秀な人材の育成に取り組み、また、神戸市立工業高等専門学校（以下「高専」という。）は、創立以来約60年に渡り、ものづくり・まちづくりの現場で中核的な役割を果たす技術者の育成に取り組み、ともに多数の優秀な卒業生を継続的に送り出してきた。

一方で、若年人口の減少、デジタル化を含む新たな技術革新及びグローバル化の進展等、変化し続ける社会にあって、高等教育機関は優秀な人材の育成に加え、さらなるイノベーションの創出、文理融合、地域への貢献、产学官の連携等によって、地域において多様化する社会ニーズに応えていく必要がある。

神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）は、大学及び高専がそれぞれの歴史の中で培ってきた教育、研究、社会貢献、产学官連携等の個性や特色を発展させながら、同一法人化のシナジー効果による魅力向上に取り組む。この文理融合による新たなステージにおいて、より迅速に社会の期待に応え、地域社会及び国際社会の持続可能な発展と、国内はもとより世界の高等教育及び学術研究の向上に寄与する。

新しい価値を創造し、時代に相応しい法人として、以下の基本的な目標を示す。

- (1) 変化し続ける国際社会で活躍できる豊かな人間性と創造性を備えた人材を育成する。
- (2) 大学及び高専の知の蓄積を融合させ、イノベーションを創出し、教育研究の成果を社会に還元する。
- (3) 産業界、教育機関、地域、行政等との連携により、地域貢献を進める。

法人は、こうした基本的な目標を踏まえたこの中期目標に基づき、同一法人化のシナジー効果を發揮し、ガバナンスの強化や知の拠点としての大学及び高専の存在感を向上させるとともに、同一法人化によって異なる分野の高等教育機関を運営することによる新たな教育、研究等の枠組みを探求していく。

2. 中期目標の期間

平成31年4月1日から6年間

3. 設置する教育機関の目標

神戸市外国語大学に関する目標

C O V I D – 19によるパンデミックに直面した国際社会は、現在グローバル化の変容にさらされている。そこでは、貧困や分断、対立等、グローバル化がもたらす課題も顕在化しつつある。

こうした世界情勢の中、大学は、国際港湾都市である神戸の公立大学として、小規模な単科大学ならではのきめ細かい教育によって、国や地域、文化、価値観の違いを越えて多様な人々を結ぶことができる、真にグローバルに活躍できる「行動する国際人」の育成を目指す。

その実現に向けて、大学は、社会の要請に応えていくため、教育においては、時代に即応したプログラムを提供し、より高次元な外国語運用能力を備え、国際的な知識と柔軟な判断力を持ち、世界を舞台に活躍できる人材を輩出するとともに、研究においては、外国学の研究拠点として教員の活発な研究活動と学外・海外の研究者との学術交流を通して高度な学術研究を推進する。また、「世界の多様な人々を結ぶ神戸市外国語大学」を大学ブランドとして確立することで、大学の存在感を向上させ、国内・世界に戦略的に魅力を発信していく。

第1 教育に関する事項

1 高次元のコミュニケーション能力の養成

日々変貌する世界の動きを捉えることのできる幅広い教養と専門知識を備えた、外国語と母国語による高いコミュニケーション能力の取得を目指す。それによりグローバルに活躍するための、主体的、実践的な行動力の獲得を促す。

2 教育プログラムの発展的充実

A I 技術の発展に端的に見られるような社会の変化に対応すべく、語学教育と専門教育の有機的な連携を図るとともに、国際関係学科をはじめとする教育組織の改革を行う。あわせてそうした教育プログラムに対応し、大学が求める学生像、教育課程、学位授与方針に即した新たな教育課程を構築する。

また、高大接続の観点から、学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的な学習態度）を担保し、初年次教育を充実させ、中等教育で進められている「深い学び」に対応した授業を積極的に導入する。

こうした方針に基づいて、教育効果をあげるために教員の教育能力の向上・改善をさらに進める。

3 開かれた大学院教育

人文社会科学の最先端をリードする研究者の養成、グローバルな舞台で活躍できる高度職業人の育成等、大学院教育によりふさわしい制度の構築・改革を目指し、大学院生の修学支援を充実させる。

4 入試制度の再構築

新たに導入された「共通テスト」に対応して、求める学生像に即した入試制度を再構築する。また、AO入試の導入をはじめ、一般入試及び特別選抜の検証と改革を、柔軟かつ多角的な視点から行う。

5 学生への支援

学生のニーズが多様化している「学び」「生活」「就職」等について、小規模大学の利点を生かした、きめ細やかな支援を行う。また、支援を必要とする学生に対する配慮を十分に心がける。

さらに、同窓会（卒業生）や保護者会との連携を密にし、協力支援体制を強化する。

6 留学支援制度の充実と国際交流の促進

大学院生を含めた学生の留学を支援する制度を整備し、多様な留学のあり方に対応することで、学生が広く世界に目を向け、異文化理解を深めるとともに、実践的な行動力を身につけることを促す。

また、海外の教育機関との交流・連携を充実させることによって、教員の研究と学生の修学を支援する。

さらに、海外からの留学生を積極的に受け入れる環境を整え、学生間の交流を促すことで、教育的な効果を上げるとともに、留学生に、神戸の魅力を出身国で発信してもらうことで、神戸の国際的な認知度向上に貢献する。

第2 研究に関する事項

1 外国学の国際的な研究拠点としての役割の充実

大学独自の研究プロジェクトや共同研究、外部資金を活用した研究活動の活性化を推進し、創立以来の教学の柱である、世界の言語・社会・文化を総合的に把握することを目指す外国学研究の拠点としての役割を果たす。

2 研究成果の教育への反映

研究活動によって生み出された学界の最先端に位置する学術成果を、教育に結びつけることで教育内容の充実を図るとともに、効果的に教員の教育スキルの向上及び改善を図る。

さらに、授業展開については、近年強く求められる教員の教育能力の向上と、事務スタッフの能力向上との協同・連携を全学的に図ることで、一層の成果を上げる。

3 国内外の研究機関との学術提携・学術交流

国内外の大学・研究機関との学術提携や外国人研究者の招聘等を進め、教員や大学院生が海外で研究活動を行うための拠点づくりや人的交流の促進に努める。

第3 地域貢献・社会貢献に関する事項

1 神戸市の教育拠点としての役割の充実

優秀な語学教員を養成・輩出することはもちろん、英語の必修化・教科化によって大きな変革が進む小学校や新しい学習指導要領が示された中学・高校等、初等・中等教育における英語教育の支援を積極的に行うことで、神戸市の重要な教育拠点としての役割を果たす。

2 国際都市神戸への貢献

学生の通訳・翻訳活動等を積極的に支援することにより、外国语大学の特色を生かした地域貢献を進める。さらに地元企業との連携を図ることで、大学と地域社会とのつながりを深める。

3 市民の生涯学習支援

社会人学生の学部・大学院での受け入れや、市民講座等を企画することで、市民に「学び直し」や生涯学習の機会を提供する。

また、多様化するライフ・スタイルを踏まえて、現代社会にふさわしい
第2部英米学科のあり方を検討する。

4 ボランティア活動の支援

国際、防災、災害支援、教育、福祉等、活動の対象や規模を年々拡大しながら、成果を挙げている学生の主体的なボランティア活動を支援し、個々の学生の関心に応じた多様な分野での地域貢献・国際貢献を促進する。

第4 大学ブランドの確立と情報発信に関する事項

1 ブランド構築に向けた組織的かつ長期的な取組

「世界の多様な人々を結ぶ神戸市外国語大学」を大学ブランドとして確立していくため、模擬国連やマーケティング・コンテスト、語劇祭をはじめとして、各種コンテストでの受賞歴、通訳・翻訳活動、留学実績等、学生の修学成果のレベルの高さを学習成果として対外的に積極的に発信する。

また、こうした学生の活動を可能にしている教育課程や教員の質の高さといった大学の教育力を広く周知する。

さらに、学界で評価されている教員の高度な研究成果を積極的に掘り起こして、学術講演会等を支援するとともに、出版助成制度等によって、学問研究の成果発信の環境を整える。

2 戰略的かつ効果的な魅力発信

大学として発信すべき魅力とは何であるかを客観的に把握し、そこから対象者を明確にした情報発信を行う。中等教育機関等との連携を通じた教育関係者や中高生、受験生への情報発信や、研究関係者に対する研究力の発信、また、在校生や卒業生に常に大学の活動や状況を伝えることで、神戸外大生であることに誇りを持ってもらえるようにする。

さらに、企業への情報発信等、社会全般に対して大学の実力と魅力の周知を図るべく、対象に応じた効果的な広報を、様々なレベルで展開する。

神戸市立工業高等専門学校に関する目標

工学系分野の技術やA I ・ I o Tといった情報関連技術の進歩は著しく、また、グローバル化の進展等、社会情勢は大きくかつ急速に変化している。産業

界をはじめとする各界からは、その変化に柔軟に対応し、多様化・高度化する社会の要請に応えうる高度な技術者の輩出を強く求められている。

高専は、神戸市が持つ唯一の工学系高等教育機関として、最先端技術に対応した教育プログラムの構築及びその実現に向けた施設・設備の充実や更新に取り組む。また、国際理解等の^{かん}涵養を図ることで、実践的で高度かつ創造性を有した世界で活躍できる技術者の輩出を目指す。

また、研究開発力及び施設・設備の有効活用により、地域産業界のイノベーション促進と地域貢献・社会貢献活動の拡充を図り、神戸の産業及び文化の発展向上に寄与することを目指す。準学士課程においては、健康な心身と豊かな教養のもと、工学に関する基礎的な知識を身につけると同時に、創造性も合わせ持つ国際性、問題解決能力を有する実践的技術者を養成し、専攻科課程においては、専門分野の知識・能力を持つとともに他分野の知識も有し、培われた教養教育のもとに、柔軟で複合的視点に立った思考ができ、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成する。

第1 教育に関する事項

1 教育内容及び技術者育成方針

産業界や社会の要請に対応するため、現在の教育カリキュラムや教育内容等を検証し、情報教育の新規導入を含む新たな教育課程を構築する。

また、イノベティブな技術者の育成を推進するため、企業等との共同教育を通じた問題発見・課題解決型教育（以下「PBL教育」という。）等新たな教育手法を積極的に導入する。

2 教育の実施体制の強化

新たな教育課程や教育手法を効果的に実施するため、実験実習設備の計画的な更新等、学修環境の整備を進める。また、地域産業界との連携をさらに強化し、より実践的な技術者教育の推進体制を整備する。

また、学修環境の改善、利便性の向上及び教育内容の充実のため、教育DXを推進する。教職員は教育方針等を確実に共有・遂行し、自身のさらなる資質向上に努める。

さらに、教育の内部質保証や社会の要請の変化に対応するため、教育研究の成果や教育内容、3つのポリシー等に関する自己点検・評価に基づく継続的な改善（以下「P D C A サイクル」という。）を円滑かつ着実に実施する。

3 高度な専攻科教育

工学の最先端をリードする研究者の養成、グローバルな舞台で活躍できる高度で創造性豊かな開発型技術者の育成を目指し、P B L 教育や共同教育のさらなる充実等、専攻科教育によりふさわしいカリキュラムの構築や改革を図り、専攻科生の就学支援を充実させる。

4 優秀な学生の確保

学校の目的やアドミッション・ポリシーに則した質の高い学生を確保するため、特色や教育内容等を広く社会に発信するとともに、入学者の動向や社会の要請を踏まえ P D C A サイクルを実施し、必要に応じて入学者選抜方法の見直しに取り組む。

5 学生への支援

安全・安心で充実した教育・研究活動が行える学修環境・活動環境を確保するとともに支援・相談体制の充実を図る。

また、学生自身が就職や進学等の将来に対する目的意識を持ち、それらを実現していくよう、必要な知識や情報が得られるキャリア支援体制の強化を図る。さらに、課外活動を推進し、学生による自主的・自律的な活動を支援する持続可能な運営体制の構築を図る。

6 留学支援制度の充実と国際交流の促進

専攻科生を含めた学生の留学支援制度を整備し、学生が広く世界に目を向け、異文化理解を深めるとともに、実践的な行動力を身につけられるよう促す。

また、海外の教育機関との交流・連携やイングリッシュラウンジのさらなる充実等により、国際交流を希望する学生の修学を支援する。

さらに、海外研修制度の充実等、教員のモチベーション向上と研究力の向上を目指す。

第2 研究に関する事項

1 研究活動の充実

地域産業界の発展に資する研究活動や神戸市の政策と一体性のある共同研究等を推進する。

また、外部との共同研究等の拡大を図り、外部資金の獲得に努めるとともに、教員の研究開発レベル及び研究業績の向上に努める。

2 研究活動の実施体制の強化

研究活動の活性化と質の向上のため、必要な研究支援体制の強化を図るとともに、研究成果等を広く効果的に社会へ発信する。

また、共同研究や実証実験のさらなる推進に必要な施設・設備や体制の整備を図る。

3 国内外の研究機関との学術提携・学術交流

国内外の大学・研究機関との教育研究協定や産業界との提携を計画的に進め、教員や学生による研究活動の拠点づくり及び人的交流の促進に努める。

第3 地域貢献・社会貢献に関する事項

1 産金学官連携活動の充実

教育活動や研究成果を積極的に社会へ還元し、地域社会の発展に貢献するため、神戸市や地域産業界との協力関係を強化し、産金学官連携事業を一層推進する。

また、地域産業界の技術開発・技術支援に貢献するため、技術相談や共同研究を一層推進する。

2 市民への学習支援

技術講習会や公開講座等の開催を推進し、市民に学びの場を提供できるよう努める。

また、将来の技術者の確保と育成に寄与するため、小中学校・高等学校との連携活動を推進する。

3 地域貢献活動の実施体制の強化

地元企業への技術貢献・共同研究や理科教育支援等の地域貢献活動の充実に必要な体制の強化を図る。

また、各種活動実績を広く効果的に社会へと発信する体制の構築を図る。

第4 魅力や情報の発信に関する事項

1 神戸市のブランド向上への貢献

高い進学率や就職率、研究成果等学校が持つ魅力を積極的に発信することで、優秀な学生の確保や地域産業界との連携強化につなげるとともに、神戸市全体のブランド向上に寄与できる存在を目指す。

2 戰略的かつ効果的な魅力発信

他の教育機関等との連携のもとで、教育関係者や中高生、受験生への情報発信や、研究関係者に対する研究力の発信を進めるとともに、在校生や卒業生に常に高専の活動や状況を発信することで、在校生・卒業生としての誇りを育てる。また、社会全般に対して学校の実力と魅力を発信できるよう、対象に応じた効果的な広報を展開する。

4. 大学と高専の連携に関する事項

大学と高専は、教育・研究、地域貢献、情報発信等において、それぞれの強みを活かした連携事業を積極的に展開することにより、学生・教職員のさらなる多様性の獲得等、シナジー効果を創出する取組を進める。また、施設・設備の有効利用や、効率的・効果的な運営体制の構築による教育環境の向上を目指す。

5. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 自律的・効率的な法人運営

理事長のリーダーシップのもと、戦略的に法人運営を行うことにより、中長期的な視点で、大学及び高専の各理念に基づく魅力的な高等教育機関づくりを進める。

また、自律的・効率的な法人運営を行うため、教職員が一体となって積極的な役割を果たしていくとともに、必要な研修（スタッフ・デベロップメント）については外部組織の活用も含めた組織的な取組を進める。

(2) 適正な人事・組織

適正な教職員人事や活発な教職員間の交流を行うことで、大学及び高専の教育・研究両面での活力を維持するとともに、将来に向けた魅力ある人材育成を促進する。

また、事務局組織について、自律的・効率的な大学及び高専の運営並びに法人運営を一層確実に行える組織に再編するとともに、人事異動を積極的に行う。

さらに、積極的に女性管理職を登用するなど性別にとらわれない共同参画を推進する。

6. 財務内容の改善に関する事項

授業料等の学生納付金について適正な収入規模を維持しながら、外部研究資金やふるさと納税制度の活用等による寄附金の獲得、施設の外部貸付け等に積極的に取り組むことにより、財政基盤の強化を図る。

また、教職員の総数及び総人件費を適正に管理するとともに、業務運営の合理化・効率化を進め、経費の削減に努める。

7. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項

(1) 自己点検及び評価の適切な実施

自己点検・評価を適切に実施するとともに、評価委員会や認証評価機関による評価を受審し、それらの評価結果や提言を踏まえて法人運営や大学及び高専の教育研究等の改善に努める。

また、内部質保証に対する取組を進め、状況・環境の変化に合わせた柔軟な評価システムを構築する。

(2) データの蓄積・活用と情報の公表

教育や研究、経営等、大学及び高専が蓄積・保有する様々な情報を収集・管理・分析し、教育課程や法人運営の改善に活用する。また、その中で明確になった強みについては、ホームページ等様々な媒体を通じて戦略的に魅力発信を行う。

8. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設設備の整備等

安全快適な教育研究環境の整備に努めるため、施設・設備の改修及び維持保全・更新等を計画的に行う。

また、教育研究環境の向上と事務執行の効率化のため、ＩＣＴ環境の整備やシステムの計画的な導入・更新・改善に努める。

(2) 安全管理・危機管理

自然災害だけでなく、危機事象に対する危機管理をこれまで以上に強化する。また、学生及び教職員が安全かつ安心して活動できるよう、安全・衛生管理や環境への配慮を行いながら、教職員が働きやすく、働きがいのある職場環境を提供する。

情報管理の徹底を図り、情報セキュリティの維持・確保、また、学生を含む法人全体のセキュリティ意識の向上のための取組を継続的に行う。

(3) 法令遵守等

法令や社会的規範等を遵守するとともに、環境への配慮やダイバーシティの実現に向けた取組を推進することにより、法人としての社会的責任を果たす。

附 則

変更後の中期目標は、令和5年4月1日から施行する。

第3 公立大学法人神戸市外国語大学が徴収する料金の上限の認可を行う。

公立大学法人神戸市外国語大学が徴収する料金の上限を次のとおり定める
ことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規
定により、認可する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及
び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変
更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<u>神戸市公立大学法人が徴収する</u> <u>料金の上限</u>	<u>公立大学法人神戸市外国語大学</u> <u>が徴収する料金の上限</u>

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及
び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変
更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後					変更前																			
1 神戸市外国語大学に係る料金の上限					1 授業料、聴講料、入学選抜料及び入学金																			
(1) 授業料、聴講料、入学選抜料及び入学金					種 別		学部等	外国語学部	外国語学部 第 2 部	大学院	備 考	授業 料	学生	642,960円	321,480円	642,960円	年額							
							授業 料	科目等履修生	321,480円	160,680円	—	1 学期分	研究生 (外国人研究 生を除く。以下 この表において同 じ。) 及び研究員	—	—	35,640円	月額							
							聽講料						外国人研究生	—	—	9,840円	月額							
							入学 選抜 料						聴講料	—	—	321,480円	1 学期分							
							入学 選抜 料	学生	20,400円	18,000円	31,200円		入学 選抜 料	学生	20,400円	18,000円	31,200円							
							入学 選抜 料	科目等履修生	9,600円	9,600円	—		入学 選抜 料	科目等履修生	9,600円	9,600円	—							
							入学 選抜 料	聴講生	—	—	14,400円		入学 選抜 料	聴講生	—	—	14,400円							
							入学 選抜 料	研究生及び研修員	—	—	11,760円		入学 選抜 料	研究生及び研修員	—	—	11,760円							
							入学 金						入学 金	学生	神戸市民 等	338,400円	169,200円	356,400円	「神戸市民 等」とは、 入学の日の 1 年前から 引き続き神 戸市に住所 を有する者 又はその配 偶者若しく は 2 親等内					
							入学 金	その他の 者	507,600円	253,800円	507,600円		入学 金	その他の 者	507,600円	253,800円	507,600円	「神戸市民 等」とは、 入学の日の 1 年前から 引き続き神 戸市に住所 を有する者 又はその配 偶者若しく は 2 親等内						
							入学 金	科目 等履 修生	神戸市民 等	33,840円	33,840円	—		入学 金	科目 等履 修生	神戸市民 等	33,840円	33,840円	—	「神戸市民 等」とは、 入学の日の 1 年前から 引き続き神 戸市に住所 を有する者 又はその配 偶者若しく は 2 親等内				
							入学 金	その他の 者	50,760円	50,760円	—		入学 金	その他の 者	50,760円	50,760円	—	「神戸市民 等」とは、 入学の日の 1 年前から 引き続き神 戸市に住所 を有する者 又はその配 偶者若しく は 2 親等内						
							聴講 生						聴講 生	神戸市民 等	—	—	35,640円		聴講 生	神戸市民 等	—	—	35,640円	「神戸市民 等」とは、 入学の日の 1 年前から 引き続き神 戸市に住所 を有する者 又はその配 偶者若しく は 2 親等内
							聴講 生	その他の 者	—	—	—		聴講 生	その他の 者	—	—	50,760円		聴講 生	その他の 者	—	—	50,760円	「神戸市民 等」とは、 入学の日の 1 年前から 引き続き神 戸市に住所 を有する者 又はその配 偶者若しく は 2 親等内

	その他の者	—	—	50,760円	の親族をい う。
	研究生及び研修員	—	—	101,520円	

(2) 博士論文の審査の手数料 1 件につき 68,400 円

(3) 修学又は成績に関する証明の手数料 1 通につき 360 円

2 神戸市立工業高等専門学校に係る料金の上限

(1) 授業料、聴講料、研究料、入学選抜料及び入学金

種 別		料 金	備 考
授業 料	学生	258,060 円	年額
	科目等履修生	6,820 円	1 単位当たり
聴講料		6,820 円	1 単位当たり
研究料		13,970 円	月額
入学 選抜 料	学生	18,150 円	「神戸市民等」とは、入学の日の 1 年前から引き続き神戸市に住所を有する者又はその配偶者若しくは 2 親等内の親族をい う。
	科目等履修生	5,390 円	
	聴講生	5,390 円	
	研究生	5,390 円	
入学 金	学生	31,020 円	「神戸市民等」とは、入学の日の 1 年前から引き続き神戸市に住所を有する者又はその配偶者若しくは 2 親等内の親族をい う。
		93,060 円	
	科目等 履修生	3,080 円	
		9,240 円	
	聴講生	3,080 円	
		9,240 円	
	研究生	9,130 円	
		27,610 円	

(2) 修学又は成績に関する証明の手数料 1 通につき 330 円

者	—	—	—	う。
研究生及び研修員	—	—	—	101,520円

2 博士論文の審査の手数料 1 件につき 68,400 円

3 修学又は成績に関する証明の手数料 1 通につき 360 円

理 由

定款の変更については地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、中期目標の変更については同法第25条第3項の規定により、料金の上限の認可については同法第23条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) [略]
- (4) 事務所の所在地
- (5) [略]
- (6) 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- (7) 業務の範囲及びその執行に関する事項
- (8) 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第21条第6号及び第24条において同じ。）の設置及び管理を行う場合には、当該公共的な施設の名称及び所在地
- (9) 資本金、出資及び資産に関する事項
- (10)、(11) [略]

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあっては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。）の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3、4 [略]

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。